

## 決議案第2号

### 逗子市内公共施設の利用料金改定を求める決議

逗子市内公共施設の利用は、逗子市民と逗子市外在住者とで異なった利用料金とするなどして、市外在住者にも開放している。

一方で、公共施設の維持管理費用は、そのほとんどが逗子市一般会計からの供出、つまり逗子市民の負担によって賄われている。

特に、小坪飯島公園や第一運動公園などの再整備が完了、もしくは進行中の公共施設は、維持管理費用が逗子市一般会計に長期的影響を与えることになる。

よって、逗子市議会は、市長に対し、市民と市外在住者の利用料金について、公共施設の維持管理費用の負担を、市民と市外在住者とが応分負担の関係となるように改定するよう求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成25年6月25日

逗子市議会